



はい！こちら消費生活センターです

「冠婚葬祭互助会の解約料が高い？」

Q

10年前に知人に勧められて冠婚葬祭互助会の契約をした。30万円を支払い済みだが、近くにも葬祭場ができたこともあり解約したい。申し出たら高額な解約料が必要だとわかったが、支払わないといけないでしょうか。
(70歳代 女性)

A

冠婚葬祭互助会とは、毎月一定の掛け金を積み立て、結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当できる仕組みです。子供に負担をかけたくないと考えて利用する人も多く、積み立て途中で利用することもできます。積み立ての期間が終了して満期になっても、預金とは異なり利息は付きません。解約することもできますが、解約手数料が必要で、料金については約款によって決められています。解約料が高いということについては係争になり、消費者契約法に違反するとの判例が出たケースがあります。しかし、個別の契約については、事業者に解約手数料の根拠についての説明を求めることはできますが、原則は約款に基づいて精算されます。

冠婚葬祭互助会の契約は長期に渡ることから、契約前には、サービスを利用するかをよく見極めるとともに、積立金や前払金額で賄えるサービスと、グレードアップ等のオプション費用、追加でかかる項目とその費用などのサービス内容についてもよく理解しましょう。また、葬儀の場合は執り行うことになる家族にも相談し、契約をした場合は、内容を家族にも知らせておきましょう。

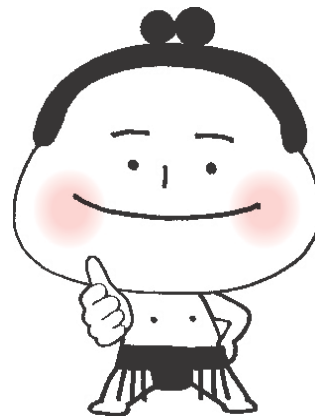
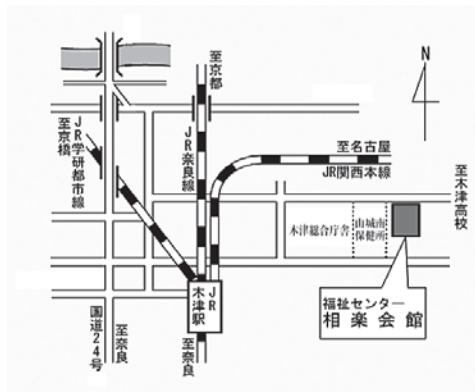
消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～午後4時
住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる